

土木部所管工事における SDGs 看板の掲示について

本県では、「兵庫県 SDGs 推進本部」を中心として、SDGs の視点を県政に取り入れ、全庁一体となって SDGs の推進に取り組んでいるところです。

については工事現場における SDGs 看板の掲示について下記のとおり取り組むこととします。

記

1 対象工事

3 億 5 千万円以上の土木部所管工事

2 掲示内容等

(1) 発注者が指定する各事業の目標と取組内容

(2) 受注者が選択する目標と取組内容

※別紙 1 参照

3 掲示方法等

(1) 費用の計上

現場環境改善費を当初設計額に率計上し、特記仕様書に掲示内容等を記載。

※別紙 2 参照

(2) 看板の掲示

受注者は特記仕様書に示す記載内容のほか、図や写真、イラスト等を活用した看板レイアウト案を作成し、監督員の承諾を受けた後、現場に掲示する。

4 適用

設計図書の単価適用年月日が令和 8 年 1 0 月 1 日以降の土木部所管の全ての工事に適用（既発注工事においても、受注者が希望する場合は適用可）

5 その他

令和 7 年 9 月 19 日 技企第 1339 号通知（令和 8 年 5 月 18 日 技企第 1070 号通知による訂正含む）の「土木部所管工事における SDGs 看板の掲示について」は廃止する。

6 問合せ先

土木部 技術企画課 技術管理班

TEL : 078-362-9287 E-mail : gijyutsu@pref.hyogo.lg.jp